

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） ＜うち、木質バイオマス利用促進施設の整備＞

【平成25年度概算決定額 1,612,164(0)千円の内数】

事業のポイント

- 未利用木質資源の利用を促進するための熱供給施設等の木質バイオマス利活用施設の整備への支援を行います。

（木質バイオマス利用の現状）

- ・ 地域資源の一つである林地残材が年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスの活用を推進することにより、森林整備や山村地域の活性化等を図ることが重要です。
- ・ 「森林・林業基本計画」に基づいて、木質バイオマスの利用拡大を図るには、木質バイオマスの効率的な収集・運搬・供給・利用の機材・施設が必要です。

政策目標

- 木質バイオマス利用量：71.7万m³(平成23年度)→300万m³(平成27年度)

＜内容＞

地域内の木質バイオマス供給者と利用者等の連携の下、地域に賦存する木質バイオマスをエネルギー又は製品の原料として安定的かつ計画的に供給・利活用する施設の整備に対し、支援します。

- ① 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備
- ② チップ・ペレット製造施設、熱供給施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備
- ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な熱利用施設等の整備

この場合、長期・安定的に木質バイオマスの利用を図る観点から、支援対象を

- ・ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設・機材又は、
- ・ 木質バイオマスの安定取引協定（年間5千m³以上かつ5年以上）に基づく施設・機材の整備に限定。

＜交付率＞

定額（1／2、1／3）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

[担当課：林野庁経営課]